

令和6年3月22日（金曜）

議 事 日 程 第8号

令和6年3月22日（金曜）午前10時開議

第 1	議第 2号	令和6年度熊本市一般会計予算
第 2	議第 3号	国民健康保険会計予算
第 3	議第 4号	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計 予算
第 4	議第 5号	介護保険会計予算
第 5	議第 6号	後期高齢者医療会計予算
第 6	議第 7号	農業集落排水事業会計予算
第 7	議第 8号	産業振興資金会計予算
第 8	議第 9号	競輪事業会計予算
第 9	議第 10号	植木中央土地区画整理事業会計予算
第 10	議第 11号	奨学金貸付事業会計予算
第 11	議第 12号	公債管理会計予算
第 12	議第 13号	病院事業会計予算
第 13	議第 14号	水道事業会計予算
第 14	議第 15号	下水道事業会計予算
第 15	議第 16号	工業用水道事業会計予算
第 16	議第 17号	交通事業会計予算
第 17	議第 32号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条 例の整備に関する条例の制定について
第 18	議第 33号	熊本市職員の退職手当に関する条例の一部改正につ いて
第 19	議第 34号	熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改 正について
第 20	議第 35号	熊本市附属機関設置条例の一部改正について
第 21	議第 36号	熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に ついて
第 22	議第 37号	熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について
第 23	議第 38号	熊本市長等の給与に関する条例の一部改正について
第 24	議第 39号	熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に 関する条例の一部改正について
第 25	議第 40号	熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁 償に関する条例の一部改正について
第 26	議第 41号	熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部改正につ

- | | | | |
|------|--------|---|----|
| | | | いて |
| 第 27 | 議第 42号 | 熊本市教育長の給与等に関する条例の一部改正について | |
| 第 28 | 議第 43号 | 熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について | |
| 第 29 | 議第 44号 | 熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について | |
| 第 30 | 議第 45号 | 熊本市消防事務に関する手数料条例の一部改正について | |
| 第 31 | 議第 47号 | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | |
| 第 32 | 議第 48号 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | |
| 第 33 | 議第 49号 | 熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する等の条例の制定について | |
| 第 34 | 議第 50号 | 熊本市障害者福祉センター希望荘条例の一部改正について | |
| 第 35 | 議第 51号 | 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | |
| 第 36 | 議第 52号 | 熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正について | |
| 第 37 | 議第 53号 | 熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について | |
| 第 38 | 議第 54号 | 熊本市水道条例の一部改正について | |
| 第 39 | 議第 55号 | 熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について | |
| 第 40 | 議第 56号 | 熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について | |
| 第 41 | 議第 57号 | 熊本市新型コロナウイルス感染症農漁業者金融対策基金条例の制定について | |
| 第 42 | 議第 58号 | 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制 | |

				定について
第	43	議第	59号	熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部改正について
第	44	議第	60号	熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について
第	45	議第	61号	熊本市軌道条例の一部改正について
第	46	議第	62号	市道の認定について
第	47	議第	63号	同
第	48	議第	64号	同
第	49	議第	65号	同
第	50	議第	66号	同
第	51	議第	67号	同
第	52	議第	68号	同
第	53	議第	69号	同
第	54	議第	70号	同
第	55	議第	71号	同
第	56	議第	72号	同
第	57	議第	73号	同
第	58	議第	74号	同
第	59	議第	75号	同
第	60	議第	76号	同
第	61	議第	77号	同
第	62	議第	78号	同
第	63	議第	79号	同
第	64	議第	80号	同
第	65	議第	81号	同
第	66	議第	82号	同
第	67	議第	83号	同
第	68	議第	84号	同
第	69	議第	85号	市道の廃止について
第	70	議第	86号	同
第	71	議第	87号	和解の成立について
第	72	議第	88号	包括外部監査契約締結について
第	73	議第	89号	熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について
第	74	議第	90号	御船町甲佐町衛生施設組合と熊本市との間における一

			般廃棄物の処分に関する事務の委託について
第 7 5	議第 9 1 号		益城、嘉島、西原環境衛生施設組合と熊本市との間における一般廃棄物の処分に関する事務の委託について
第 7 6	議第 9 2 号		上益城郡山都町と熊本市との間における一般廃棄物の処分に関する事務の委託について
第 7 7	議第 9 3 号		熊本市と山鹿市との間におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の委託について
第 7 8	議第 9 4 号		山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
第 7 9	議第 9 5 号		山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
第 8 0	議第 9 6 号		特定の事務を取り扱う郵便局の指定の一部変更について
第 8 1	議第 9 7 号		軌道整備事業の実施について
第 8 2	議第 9 8 号		工事請負契約の締結について
第 8 3	議第 9 9 号		熊本市基本構想及び熊本市基本計画の策定について
第 8 4	議第 1 0 0 号		熊本市介護保険条例の一部改正について
第 8 5	議第 1 0 1 号		熊本市国民健康保険条例の一部改正について
第 8 6	議第 1 0 2 号		熊本市・富合町新市基本計画（富合地域）の一部変更について
第 8 7	請願第 1 号		負担の限界を超えている国民健康保険料の引下げ等を求める請願
第 8 8	議第 1 0 3 号		教育委員会委員の任命同意について
第 8 9	議第 1 0 4 号		人事委員会委員の選任同意について
第 9 0	議第 1 0 5 号		固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
第 9 1	議第 1 0 6 号		土地利用審査会委員の任命同意について
第 9 2	議第 1 0 7 号		同
第 9 3	議第 1 0 8 号		同
第 9 4	議第 1 0 9 号		同
第 9 5	議第 1 1 0 号		同
第 9 6	議第 1 1 1 号		同
第 9 7	議第 1 1 2 号		同
第 9 8	議第 1 1 3 号		農業委員会委員の任命同意について
第 9 9	議第 1 1 4 号		同
第 1 0 0	議第 1 1 5 号		同
第 1 0 1	議第 1 1 6 号		同
第 1 0 2	議第 1 1 7 号		同

- | | | |
|------|----------------------------------|---|
| 第103 | 議第118号 | 同 |
| 第104 | 議第119号 | 同 |
| 第105 | 議第120号 | 同 |
| 第106 | 議第121号 | 同 |
| 第107 | 議第122号 | 同 |
| 第108 | 議第123号 | 同 |
| 第109 | 議第124号 | 同 |
| 第110 | 議第125号 | 同 |
| 第111 | 議第126号 | 同 |
| 第112 | 議第127号 | 同 |
| 第113 | 議第128号 | 同 |
| 第114 | 議第129号 | 同 |
| 第115 | 議第130号 | 同 |
| 第116 | 議第131号 | 同 |
| 第117 | 議第132号 | 同 |
| 第118 | 議第133号 | 同 |
| 第119 | 議第134号 | 同 |
| 第120 | 議第135号 | 同 |
| 第121 | 議第136号 | 同 |
| 第122 | 区選挙管理委員会委員の選挙 | |
| 第123 | 区選挙管理委員会委員補充員の選挙 | |
| 第124 | 発議第 2号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書について | |
| 第125 | 発議第 3号 緊急事態に関する国会審議を求める意見書について | |
| 第126 | 地域公共交通に関する特別委員会設置の件 | |

午前10時00分 開議

○田中敦朗議長 ただいまより本日の会議を開きます。

○田中敦朗議長 日程に入るに先立ちまして御報告いたします。
新たに提出された請願は、予算決算委員会に付託いたしました。

令和6年
第1回定例会 委員会付託議案一覧表

予算決算委員会

請願第 1号 負担の限界を超えている国民健康保険料の引下げ等を求める請願

○田中敦朗議長 以上、御報告申し上げます。

○田中敦朗議長 日程第1ないし日程第87を一括議題といたします。

順次関係委員長の報告を求めます。

予算決算委員長の報告を求めます。紫垣正仁議員。

〔予算決算委員長 紫垣正仁議員 登壇〕

○紫垣正仁議員 皆さん、おはようございます。

予算決算委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について簡潔に報告いたします。

審査の経過といたしましては、まず3月11日より2日間にわたり各会派の代表により総括質疑を行い、その後、各分科会を開催し、詳細審査を行った後、3月19日締めくくり質疑を行いました。

その内容といたしましては、議第2号「令和6年度熊本市一般会計予算」におきましては、地域コミュニティセンターの運営について、生活保護におけるケースワーカーの適正配置について、老人福祉センター運営経費について、議第35号「熊本市附属機関設置条例の一部改正について」は、本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議の廃止について、意見要望が述べられました。

かくして、採決いたしました結果、議第7号ないし議第9号、議第16号、議第33号、議第36号、議第37号、議第40号、議第43号、議第45号、議第53号、議第55号ないし議第57号、議第60号、議第88号、以上16件については、いずれも全員異議なく可決、議第2号ないし議第6号、議第10号ないし議第15号、議第17号、議第35号、議第38号、議第39号、議第41号、議第42号、議第49号、議第61号、議第96号ないし議第98号、議第100号ないし議第102号、以上25件については、いずれも賛成多数により可決、請願第1号については賛成少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

これもちまして、予算決算委員長の報告を終わります。

○田中敦朗議長 予算決算委員長の報告は終わりました。

総務委員長の報告を求めます。小佐井賀瑞宜議員。

〔総務委員長 小佐井賀瑞宜議員 登壇〕

○小佐井賀瑞宜議員 おはようございます。

総務委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について簡潔に御報告いたします。

議第99号「熊本市基本構想及び熊本市基本計画の策定について」は、委員より、総合計画への理解が深まるよう市民への情報提供の手法について視覚的な工夫などを凝らすよう努めてもらいたい。また、成果指標については、アンケート調査等による定性的な指標と施策の効果による実績値等の定量的な指標をバランスよく設定してもらいたい旨、意見要望が述べられました。

かくして、採決いたしました結果、議第32号、議第34号、議第44号、議第89号、議第99号、以上5件については、いずれも全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務委員長の報告を終わります。

○田中敦朗議長 総務委員長の報告は終わりました。

教育市民委員長の報告を求めます。田島幸治議員。

〔教育市民委員長 田島幸治議員 登壇〕

○田島幸治議員 おはようございます。

教育市民委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会に付託を受けました議第47号、議第87号、以上2件につきましては、執行部の説明を聴取した後、内容の確認を行い、採決いたしました結果、いずれも全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、教育市民委員長の報告を終わります。

○田中敦朗議長 教育市民委員長の報告は終わりました。

厚生委員長の報告を求めます。吉村健治議員。

〔厚生委員長 吉村健治議員 登壇〕

○吉村健治議員 おはようございます。

厚生委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会に付託を受けました議第48号、議第50号ないし議第52号、以上4件につきましては、執行部の説明を聴取した後、内容の確認を行い、採決いたしました結果、いずれも全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、厚生委員長の報告を終わります。

○田中敦朗議長 厚生委員長の報告は終わりました。

環境水道委員長の報告を求めます。三森至加議員。

〔環境水道委員長 三森至加議員 登壇〕

○三森至加議員 おはようございます。

環境水道委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会に付託を受けました議第54号、議第90号ないし議第95号、以上7件については、執行部の説明を聴取した後、内容の確認を行い、採決いたしました結果、いずれも全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、環境水道委員長の報告を終わります。

○田中敦朗議長 環境水道委員長の報告は終わりました。

経済委員長の報告を求めます。日隈忍議員。

〔経済委員長 日隈忍議員 登壇〕

○日隈忍議員 おはようございます。

経済委員会に付託を受けました議第58号「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、執行部の説明を聴取した後、内容の確認を行い、採決いたしました結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、経済委員長報告を終わります。

○田中敦朗議長 経済委員長報告は終わりました。

都市整備委員長報告を求めます。平江透議員。

〔都市整備委員長 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 おはようございます。

都市整備委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会に付託を受けました議第59号、議第62号ないし議第86号、以上26件につきましては、執行部の説明を聴取した後、内容の確認を行い、採決いたしました結果、いずれも全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、都市整備委員長報告を終わります。

○田中敦朗議長 都市整備委員長報告は終わりました。

以上で関係委員長の報告は終わりました。

これより、予算決算委員会を除く各常任委員会の審査議案に関し、質疑を行います。

上野美恵子議員より、総務委員会の審査議案に関し、質疑の通告が提出されておりますので、発言を許します。上野美恵子議員。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 日本共産党熊本市議団の上野美恵子でございます。

議第99号「熊本市基本構想及び熊本市基本計画の策定について」お尋ねいたします。

基本構想・基本計画を含む総合計画の策定の根拠となっているのが熊本市自治基本条例です。自治基本条例では、市政の基本原則にのっとり、総合的、計画的な市政を推進するために基本構想・基本計画を策定すると規定しています。

第1に、地方自治法第1条の2では、地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることが基本と規定されています。提案理由で述べられましたように、市政運営の基本となる市の最上位計画である重要な計画、基本構想・基本計画の策定に当たり、自治法に定められた地方自治体の基本、住民福祉の増進を図ることをはっきりと規定すべきではないでしょうか。

第2に、総合計画策定に当たっては、市民意見の反映について、市民参画協働推進条例に基づく市民参画の手続を踏まえるとなっています。条例に定められた市民参画の手法は、パブリックコメント、審議会等アンケート、説明会、ワークショップ、その他市長が定める手法となっています。それぞれについてどのように実施され、どのように意見を反映されましたか。

第3に、自治基本条例の自治運営の基本原則、その第1は、情報共有の原則です。総合計画策定に関する訓令に基づき設置された作成会議、検討会議の会議と会議録は公開されているのでしょうか。その根拠も御説明ください。

第4に、基本計画のビジョン6、全ての市民がよりよい暮らしを営むの5、安心を確保するための社会保障制度について、格差と貧困や高齢化社会の中で具体的にどのような取組が必要とお考えでしょうか。

第5に、ビジョン8、市民に信頼される市役所の2、開かれた市役所の実現では、市政に関する必要な情報を入手できていると感じる市民の割合を成果指標とし、2027年度50%、2031年度80%を目標値に掲げています。目標値設定の根拠と達成見通し、それぞれの理由を御説明ください。

また、市民の知る機会の充実による開かれた市政実現のためにも、情報公開、情報共有の推進が必要と考えます。

以上、市長の見解を伺います。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 議員御指摘の住民の福祉の増進を図ることにつきましては、地方自治法の総則に規定されました地方公共団体の存立の目的であると認識しております。そのため、市の責務として、総合計画に記載いたしました8つのビジョンの推進を通じまして、住民の福祉の増進を図ることとしており、改めて基本構想・基本計画に記載することはしておりません。

次に、総合計画の策定過程における市民参画の手続として、私自ら説明を行い、市民の皆様の声をお聞きいたしました市長とドンドン語ろう！のほか、学識経験者等で構成いたします外部審議会をはじめ、パブリックコメント、市市民アンケート、ワークショップなど、様々な手法により実施してまいりました。

具体的には、市長とドンドン語ろう！を計5回、外部審議会を計4回、出水中学校、必由館高校でのワークショップを計2回、各区で開催されます催事等へのブース出展を計5回、市公式LINEを通じたアンケートなどを行い、多くの御意見をいただいたところです。これらを通じていただいた御意見等につきましては、総合計画に反映したほか、庁内の関係課等にも共有し、今後の施策展開の参考とさせていただくこととしております。

次に、総合計画作成会議、検討会議の会議及び会議録については、現時点において公開はしておりませんが、今後御要望がありました場合に、情報公開条例に基づき、適切に対応してまいります。

なお、総合計画作成会議の付議内容や議事概要などの審査結果については、本市ホームページでの公表を予定しております。

次に、市民の安心を確保するための社会保障制度の運営に関するお尋ねでございますが、人生100年時代を見据え、市民の皆様がよりよい暮らしを営むことができるまちを実現するためには、支援が必要となった場合でもセーフティネットにより安心が

確保される、すなわち社会保障を安定的に提供していくことが重要であり、行政の使命であると考えております。

その具体的な取組につきましては、個別計画やアクションプラン等において記載してまいります。各種制度を将来にわたって持続可能とするため、例えば、歳入の安定化を図るための保険料収納率向上に取り組むとともに、エビデンスに基づいたより効果的な健康づくりの実施や生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の連携強化など、市民の皆様それぞれの実情に寄り添った支援に取り組んでまいります。

次に、開かれた市役所の実現の成果指標につきましては、直近の市民アンケートにおいて十分に市政情報を入手できていると感じる市民の割合が36.3%でありましたことから、この割合を徐々に引き上げ、より多くの市民の皆様の実感していただけるよう、目標値を80%と掲げたところでございます。

最後に、開かれた市政の実現のために今後も様々な機会を通して積極的に情報を提供いたしますとともに、市民の皆様の声に耳を傾け、広く御意見をお聞きしながら、市政運営に取り組んでまいります。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 情報公開、情報共有の推進について、市長は、開かれた市政実現に様々な機会を通じて積極的に情報を提供すると答弁されましたが、市政の現状はどうでしょうか。市長は、総合計画の作成委員会、検討委員会の会議や会議録につきましては情報公開と言われましたが、実際には今のところ公開ではありません。しかし、自治基本条例に定められた施策の立案段階からの市民参画という自治運営の基本原則、情報共有の原則、参画の原則からすれば、作成会議や検討会議の会議と会議録は公開すべきと考えます。

そこで、以上を踏まえて、市長にさらにお尋ねいたします。

私は、今市政の大問題となっている市庁舎建て替えでこそ、市民参画と情報公開、情報共有の手续は重視されなくてはならないと考えます。市は、庁舎整備で民間意見を聴取するサウンディング調査を行いました。特別委員会に最終報告が提案されておりますが、22法人、18グループからの提案がそれぞれどういうものであったのか、分かるものではありませんでした。

そこで、私はサウンディング調査の結果を開示請求いたしました。出された文書は400ページほど、そのほとんどが真っ黒な墨塗り、いわゆるのり弁といわれるものでした。タイトルだけ見えていたページは何ページかありましたが、文章があったのは3ページで、それは全て市が示した前提条件でした。開示決定通知書には部分開示となっておりましたが、事業者の提案内容は見事に全面不開示でした。

もう一つ、私は2月13日の庁舎特別委員会の資料を1月26日に、委員長説明が終了していたので、見せてほしいとお願いしました。ところが、完成したものではないからと断られました。こちらも開示請求いたしました。ところが、検討段階の不確定な資料である。不確定な資料を開示すると、今後の率直な意見交換や意思決定の中立性

が損なわれるおそれがある。さらに、当該文書に記載されている情報は、事前に公表すると事業の適正な執行に支障を及ぼすとの理由で、不開示決定でした。

執行部から議会に出された資料は共有されるべきものです。議会に資料を見せれば、率直な意見交換ができない。さらには、事業の執行に支障を来すとはどういうことでしょうか。いずれの件も、議会にひたすら情報を隠して重要な事業は秘密裏に進めるということ以外の何物でもありません。こんなことをしておいて情報共有、開かれた市政などと言われても、基本構想・基本計画に暗に掲げた看板は全くの偽りであり、基本計画に掲げた必要な情報を入手できていると思う市民の割合が8割になるはずがないのではないのでしょうか。市長の見解をお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 通告にはございませんでしたサウンディング型の市場調査の提案書等に関する開示の決定等につきましては、これは、この市の情報公開条例に基づき、適切に行っているところでございます。

また、開かれた市政運営のため、また、情報を共有していくということと言えますれば、サウンディング型市場調査の概要が分かるものとして、最終報告を庁舎整備に関する特別委員会でも御報告させていただいておりますし、本市ホームページにおいても適切に公開しておりますので、ぜひ御覧いただきたいというふうに思います。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 何と言われましても、私は市の姿勢というのは、圧倒されるような400ページにも及ぶ真っ黒なのり弁に象徴されていると思います。

視察に行った厚木市では、庁舎建て替えに係る跡地活用のサウンディング調査が行われ、2月21日付でその結果がホームページに公開されておりました。もちろん原本ではありませんでしたが、事業者からの意見が項目ごとに整理されて、分かる形で紹介してありました。しかも、同じくこの厚木市では、プロポーザル契約につきましても、事業者プレゼンも公開で行われているとのこと。熊本市は、民間のノウハウに関わることだから非公開が当たり前という対応ですが、仕様書をつくり、発注する段階で結果の公表や公開プレゼンテーションなどを明記しておけば、実際他都市がやっていることであり、可能ではないでしょうか。

現在の本市の対応は、事業者言いなりで、市民には情報を隠す、議会にも情報を隠すという公の事業とは思えないやり方です。市民意見の反映でも、いろいろやっていると答弁でしたが、素案公表後の説明会が開かれなかったために、パブリックコメントへの意見提出は僅か9人でした。この点でも市民の意見をしっかり聞こうという姿勢が見られません。

市長とドンドン語ろう！では、限られた時間の中で、どんどん語ったのは市長だけで、十分意見が言えなかったという不満ばかりの声が会場にあふれていました。分野別施策でも、質問したビジョン6、社会保障に対する市長の答弁は、セーフティネットや安心を強調されましたが、具体的な取組の国保の収納率向上に象徴されているよ

うに、安心というより、徴収員に追いかけてくるという不安の方が大きいのではないのでしょうか。

締めくり質疑で指摘いたしましたように、庁舎整備有識者会議の耐震性の分科会が非公開で行われ、会議も非公開とされたことは、500億円以上もかかるのではないかとと思われる市庁舎建て替えの根拠の検証も闇に葬られました。市の最上位計画には、開かれた市政を掲げながら、市民には必要な情報提供をしない市の姿勢は多いに問題だと考えています。市長は市民の声に耳を傾け、広く意見を聞くと最後に言われましたが、市民と同じ視線に立たなければ、本当の市民の声は聞こえないのではないのでしょうか。私はその実践を市長には強くお願いして、この基本構想・基本計画に対しましての質疑とさせていただきます。

○田中敦朗議長 総務委員会の審査議案に関する質疑は終わりました。

以上で質疑は終わりました。

これより採決に移りますが、議第2号、議第99号、請願第1号、以上3件については、別途討論の通告が提出されておりますので、これを後回しにし、その他の案件について採決いたします。

それでは、まず、議第3号ないし議第6号、議第10号ないし議第15号、議第17号、議第32号、議第35号、議第38号、議第39号、議第41号、議第42号、議第44号、議第49号、議第52号、議第54号、議第61号、議第96号ないし議第98号、議第100号ないし議第102号を除き一括して採決いたします。

関係委員会の決定は、議第7号ないし議第9号、議第16号、議第33号、議第34号、議第36号、議第37号、議第40号、議第43号、議第45号、議第47号、議第48号、議第50号、議第51号、議第53号、議第55号ないし議第60号、議第62号ないし議第95号は、いずれも「可決」となっております。

関係委員会の決定どおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田中敦朗議長 御異議なしと認めます。

よって、いずれも関係委員会の決定どおり確定いたしました。

次に、議第3号ないし議第6号、議第10号ないし議第15号、議第17号、議第32号、議第35号、議第41号、議第42号、議第44号、議第49号、議第52号、議第54号、議第61号、議第96号ないし議第98号、議第100号ないし議第102号、以上26件を一括して採決いたします。

以上26件に対する関係委員会の決定は、いずれも「可決」となっております。

関係委員会の決定どおり決定することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中敦朗議長 起立または挙手多数。

よって、いずれも関係委員会の決定どおり確定いたしました。

次に、議第38号、議第39号、以上2件を一括して採決いたします。

以上2件に対する予算決算委員会の決定は、いずれも「可決」となっております。
予算決算委員会の決定どおり決定することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田中敦朗議長 起立または挙手多数。

よって、いずれも予算決算委員会の決定どおり確定いたしました。

これより議第2号「令和6年度熊本市一般会計予算」について討論を行います。

上野美恵子議員より討論の通告が提出されておりますので、発言を許します。上野美恵子議員。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 日本共産党熊本市議団の上野美恵子でございます。

議第2号「2024年度熊本市一般会計予算」の問題点を指摘し、反対討論を行います。

民間のシンクタンクみずほリサーチ&テクノロジーズがこの3月に公表いたしました試算では、2022年度から2024年度までの3年間の物価高騰により、2021年度と比べて2024年度の年間家計負担が2人以上の世帯では1世帯当たり28万円増えるということです。私も日本共産党市議団は、止まらない物価高の中で市民生活を第一に暮らしを支える予算、困窮世帯への支援、社会保障の充実や子育て・教育の負担の軽減を繰り返し強く求めてまいりました。

国の物価高騰対策は、困窮世帯に10万円、その世帯のこどもに対し1人5万円の給付金、さらに、定額減税または給付金のいずれかの対象になるようにと、新年度予算でも物価高騰対策支援給付金の対象拡大分が提案されています。しかし、1回切りの4万円減税または10万円の給付では、先ほど紹介した物価高騰の影響と比べても到底物価高に追いつかないことは明らかです。国の支援を補い、市民生活を守るため、低所得世帯への給付、光熱費等への助成など、やり方は様々ですが、本市の独自策を実施すべきではありませんか。

人口約35万人の東京新宿区では、本年度非課税世帯と所得300万円未満の世帯、合計約12万世帯を対象に、1世帯3万円の独自給付金を支給しました。全世帯の半数以上が対象となりました。非課税でなくとも給料から税金や保険料が引かれたら、手元に残る生活費は本当に少ないと、独自給付金が喜ばれたそうです。こんな心温まる支援が熊本市でできないのは残念です。

社会保障では、国民健康保険の法定外一般会計繰入が新年度さらに減額となり、保険料の最高限度額も料率も引き上げられました。7億円の負担増です。加えて、86億円もの基金等があり、値上げを回避できたはずの介護保険でも、一部の所得階層で保険料が引き上げられ、3億円の負担増が発生しました。

2012年以来、公的年金の支給水準は切下げが続いています。2011年から2023年までの12年間に、年金生活者の可処分所得は年間23万円も目減りしています。高齢者だけでなく、社会保険料の引上げや消費税増税も含めた物価の急上昇が国民全体の可処分

所得を減らす恒久的な連打となり、国民に襲いかかっています。本市の国民健康保険料や介護保険料の負担増は、国の延長線上で市民生活を追い詰めるものであり、撤回すべきです。徴収強化、収納率向上中心の対応では問題の本質は改善しません。国へ国庫負担増額を求め、高過ぎる保険料や利用者負担を軽減してください。

介護保険制度は一般質問で取り上げ、意見書案も提案しましたが、国が2024年度介護報酬改定で身体介護や生活援助などの訪問介護の介護基本報酬引下げを打ち出したことは、在宅介護の崩壊へとつながるものであり、看過できません。介護の担い手不足解消のため、報酬引下げ撤回と国庫負担増額による報酬の引上げこそ求めていただきたいと思います。

超高齢化の時代を迎え、老いても元気に暮らすことが大切です。しかし、市側の都合で4か所の老人福祉センターが廃止され、6か所に減らす予算となったことは、高齢福祉の充実に反します。施設の老朽化への対応ができないのは、当然必要となる施設の維持補修に対する見通しの甘さの露呈です。そのツケを喜んで利用してきた高齢者に押しつけることは、絶対にあってはなりません。長生きが喜べる高齢者福祉の充実に求めておきます。

子育て支援は力を入れた予算編成と見受けられます。こどもの権利サポート支援センターが設置により、こどものホットラインの運営が行われることや、こども計画の策定、新たなこども食堂への支援などの新規事業をはじめ、産後ケア、児童手当給付金、公立保育所の一時預かり事業、私立保育所等の障がい児保育助成などが拡充されるなど、支援の幅が広がり、内容が充実することは前進面です。しかし、子育て世帯が一番望んでいるのは、直接的な子育て費用の負担軽減です。一定前進したものの、こどもの医療費助成制度で自己負担がある県下2市の1つが熊本市であることは、一刻も早く改善しなければなりません。学校給食無償化や幼稚園、保育園の第2子以降無料化と併せ、子育て支援3つのゼロの早急な実現を要望しておきます。

教育分野では、遅れていた学校トイレの洋式化が10か年計画で進んでいること、夜間中学校の開設、教職員人材確保推進経費の拡充、不登校対策サポーター、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、学級支援員など、学校現場の多忙化、人員不足の解消、きめ細かなサポートを必要とする現場への人員配置が一定拡充されていることは前進面です。しかし、抜本的な教員不足解消には、さらに力を入れた取組が必要です。短期、長期、それぞれの対策の検討、そのための予算措置のさらなる拡充を要望しておきます。

学校図書購入費は増額されましたが、まだ遅れています。つい最近も古い図書の更新がされていないとの保護者の声がありました。さらになる拡充が必要です。

また、学校現場におけるプール民営化や学校給食調理場の改修に合わせた統廃合、自校方式の一部取りやめなどは、健康教育の視点から問題です。教育は事業ではありません。こどもの成長、発達を保障するものであり、事業を安易に民間に委ねることや学校給食の現場をこどもから遠ざけることが人を育てる教育といえるのでしょうか。

私は違うと思います。子どもを真に権利の主体として位置づけ、公教育とその在り方をいま一度深めることをお願いしておきます。

暮らしや福祉、教育では、前進面と同時に多くの課題があります。自治体本来の仕事、住民福祉の増進の立場で抜本的な予算拡充を求めておきます。

一方、新年度は莫大な費用の大事業が民意抜きに進められようとしています。その第一は、現時点でインシヤルコスト470億円と公表されている市庁舎建て替えです。一般質問、予算決算委員会、特別委員会など、あらゆる場でその問題点を繰り返し指摘していました。熊本県庁より14年も新しく、耐用年数の半分程度しかたっておらず、震度6強の熊本地震を立派に耐え抜いてきた堅牢な現庁舎をなぜ壊して建て替えなければならないのか。一般市民の素直な疑問です。

一方、市長は、耐震性能の不足を理由に今日まで進めてきました。しかし、耐震性能問題では、総務省へ新耐震基準で耐震性があると報告しており、市が発行した書籍でも限りなく巨大地震に近い大地震に耐えられると書いてあること、熊本を代表する建築構造の専門家や、全国トップの設計会社の構造部長まで務めた専門家が口をそろえて、現庁舎は十分な耐震性能を有していると指摘したことをことごとく否定し、退け、自らの根拠としている有識者会議の耐震性能分科会は、非公開にして審議内容を隠し、耐震性能が足りないと教鞭をしている市のやり方は、根本的に間違っています。

今議会には、庁舎整備に係る有識者会議廃止の条例案も提案されていますが、耐震性能の検証結果を隠蔽したままの幕引きは絶対に許されません。しかも、500億円もかかる事業の是非を市民に問わない市民不在のやり方は、税金を預かる公共機関にあるまじき行為です。新年度予算には市民の声も聞かずに建て替えを強行する費用として、新庁舎整備推進経費4,300万円が提案されています。併せて機構改革で市庁舎建設準備室を庁舎整備部へと位置づけも、人員も拡充することが提案されています。市政の主人公は市民であり、納税者も本市に暮らす市民です。市民に建て替えの是非を問わないまま、体制を拡充し、予算を執行することは絶対に認められません。新庁舎整備推進経費の撤回を求めます。

2つ目に、事業費規模では市庁舎建て替えの10倍近くになるとも思われる高規格道路整備10分20分構想は、その調査費が2億6,100万円計上されています。一般の高規格道路として整備するのか、市長が表明されている都市高速の手法で整備するのか、やり方次第で市の負担も変わります。しかし、どのようなやり方でも数千億円の大事業に市が責任を負うということに変わりはありません。数千億円道路をつくれれば、渋滞が解消するかなのようなイメージばかりを振りまくのではなく、将来に大きな負担を背負うことを市民に知らせ、この事業でも市民に是非を問うべきであることを指摘しておきます。

これら大型の箱物インフラは、過去最悪の借金を抱える熊本市の財政にどう影響するのでしょうか。財政力に乏しく、財政が硬直した状態にある熊本市が財政規模が大きく財政力のある政令市と同じような投資をすれば、過大な負担となることは明らかで

す。その点も指摘しておきます。

10分20分構想や西環状線など、高規格道路は最優先ですが、渋滞解消というならば、危機に瀕している公共交通を支えるために市が特段の措置を講じることや一般道路の渋滞箇所解消を計画的に実行するなど、身近な道路事業と公共交通への切り替えが進むような支援こそ急ぐべきです。

環境にやさしい自転車利用促進での予算は、走行環境整備が5,250万円で、10分20分構想の調査費の5分の1しかありません。環境の時代、渋滞解消にも寄与する自転車の利用促進に向け、自転車道の整備予算は抜本的に拡充すべきです。県外のゼネコンのもうけとなる大事業に多額の投資をするのではなく、同じ公共事業ならば、地元の業者に直接発注できるような市営住宅、他の公共施設の改修、修繕の予算こそ拡充すべきことを指摘し、増額を強く要望しておきます。

雇用の面では、相次ぐ職員不祥事の発生を断ち切り、真に市民に寄り添った業務遂行のためにも、職員のやる気を引き出し、スキルアップを図ることで専門性を高めることが必要です。それは住民サービスの向上にもつながります。そのためにも、非正規雇用の解消、会計年度任用職員の処遇改善、特に最悪の雇用形態、教育委員会の学期雇用は早急に是正してください。

生活保護ケースワーカーや児童相談所職員の不足解消は、定員管理計画の前倒しでの対応が必要と考えます。市民に信頼される市役所となっていくように、市長が先頭に立った取組を強くお願いしておきます。

最後に、喫緊の課題となっているTSMC熊本進出による地下水の保全です。今議会でも取り上げられましたように、地下水の涵養と汚染対策の両面での具体的な対策が必要です。そのためにも、市が企業と直接に協定を結び、県、菊陽町との連携を図っていかれるようお願いしておきます。

以上、当初予算の問題点を指摘しつつ、その改変をお願いして討論といたします。

○田中敦朗議長 以上で討論は終わりました。

それでは、採決いたします。

本案に対する予算決算委員会の決定は、「可決」となっております。

予算決算委員会の決定どおり決定することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中敦朗議長 起立または挙手多数。

よって、本案は予算決算委員会の決定どおり確定いたしました。

次に、議第99号「熊本市基本構想及び熊本市基本計画の策定について」について討論を行います。

上野美恵子議員より討論の通告が提出されておりますので、発言を許します。上野美恵子議員。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 日本共産党熊本市議団の上野美恵子でございます。

議第99号「熊本市基本構想及び熊本市基本計画の策定について」賛成できない点を指摘し、反対討論を行います。

第1に、基本構想・基本計画は、市政運営の基本となる市の最上位計画で、最も重要な計画です。総合計画の基本的な部分である基本構想は、2011年5月の地方自治法改正までは、市町村が議会の議決を経て決めると地方自治法で義務づけられていました。改正された自治法の下では、個々の市町村の判断で議会の議決を経て策定することが可能となりました。

現在熊本市では、自治体の憲法ともいわれる自治基本条例を策定根拠として、総合的、計画的な市政を推進するために、基本構想・基本計画を策定すると規定しています。さらに、総合計画策定に関する訓令で、基本構想と基本計画が議会の議決事項であることを定めています。このような基本構想・基本計画に係るこれまでの経緯や策定根拠、位置づけを踏まえるならば、地方自治法第1条の2に定められた地方自治体の基本、住民福祉の増進を図ることを市政運営の基本である基本構想・基本計画に規定すべきですが、その文言は総合計画のどこにも見当たりません。

第2に、根拠法令である自治基本条例には、策定に当たって市民参画の手続を実施し、市民の意見を適切に反映させると明記されています。市民参画の手法は、市民参画協働推進条例に定められたパブリックコメント、審議会等アンケート、説明会、ワークショップなどありますが、作成された素案に対する市民説明会が開かれなかったために、素案のパブリックコメントには僅か9人の意見でした。しかも、出された76件の意見のうち、修正や追記となったものは8件で、寄せられた意見の10分の1です。これでは到底74万市民の意見を反映したとは言い難いと思います。

しかも、条例分が議会に提案されている今でも、総合計画策定に反映すべき市民アンケートへの最終的な結果はまとまっておらず、パブリックコメントや市民アンケートの結果は、市民が情報として知り得るためのホームページに掲載されていません。この点でも自治基本条例や総合計画策定に関する訓令に定められた市民意見の反映等は極めて不十分です。

自治体の最上位にある計画、その名のとおり総合計画でありながら、策定の手続が不十分であり、そのことは、提案されている基本構想・基本計画の内容にも反映されているのではないのでしょうか。真に市民の意見を反映してこそ、熊本市の最上位計画にふさわしいものになると思いますが、そうならない点が大きな問題です。そのことは、計画が議決された後、実施の段階に進む中でも市民の願う市政へと進んでいくのか、市政の在り方そのものに関わってくると思います。

第3に、市の最上位計画だからこそ、策定段階からの情報公開を行い、住民参加のオープンな議論を積み上げ、仕上げるべきです。総合計画策定に関する訓令に規定された作成会議や検討会議は内部の会議だから非公開、これでは、内部であろうと決定されていく内容は個人情報でも何でもなく、全ては一人一人の市民に関わる公の仕事

の内容です。非公開の会議では深まった議論になっているのか、総合的な視点での検討が行われているのか、市民にとって希望のある内容になっているのか、きちんとしたデータを基に議論されているかなど、見えなければ曖昧になります。

情報の公開は修正する力になるとともに、公の会議や情報は原則公開です。質疑でも指摘したように、情報公開条例第7条第6項を理由に、率直な意見の交換が行われなくなる、検討段階の未成熟な議論をそのまま公開すれば、市民に誤解を与えて混乱を生じさせるということで、内部の検討や検討段階の情報は市民に提供しない、検討に市民の口を挟ませないというのは、自治基本条例に定められた施策の立案段階からの市民参画という自治運営の基本原則、情報共有の原則、参画の原則、いずれにも反するのではないのでしょうか。自治基本条例に策定根拠を置く計画でありながら、その基本原則に反するやり方は認められません。いま一度法令によく目を通して、のっとった市政運営、計画策定に努められるようお願いしておきます。

第4に、基本構想・基本計画で構成される総合計画は、策定した当時の市長の姿勢や考えを反映したその時々の特徴のあるものです。今回の基本構想案では、まちづくりの基本理念と目指すまちの姿の順序が入れ替わり、これまでなかった目指すまちの姿に、タイトルとして上質な都市、生活都市が加わり、本市の現状とまちづくりの重点的取組、分野別施策の基本方針が削除されています。一見第7次計画と変わらないように見えますが、上質な生活都市が強調され、似て非なるものとなっています。

最初に指摘したように、自治体の基本中の基本である基本構想に住民福祉の増進という視点がありません。私が議員になって初めての総合計画案は、2001年3月に策定された第5次総合計画でした。その計画の基本構想では、まちづくりの基本理念のタイトルが町の主役は私たち市民です。目指すまちの姿のタイトルが幸せ実感夢と活力の生活都市でした。そして、施策の基本方針の第1が一人一人が輝く人権尊重社会の構築でした。まちづくりの重点的取組は3つ、1、自立と共生の地域づくり、2、人々が集う森の都づくり、3、環境と調和した循環型社会づくりです。第7次総合計画の重点的取組、分野別施策の基本方針もおよそそれを引き継いだものでした。それを削除したことで、市民の視点、生活者の視点が基本構想から消えた形になりました。

市長は上質な生活都市を大変重視されていますが、止まらない物価高の中で、苦しい市民生活、広がる格差と貧困、少子化や高齢化など、社会の様々な問題を通して市民生活の実情を見るならば、上質というよりも全ての市民が当たり前に暮らすことこそ、市が力を注ぎ、実現すべきではないかと思います。そういう意味で、コンパクトに仕上げられた今回の基本構想案は、目指す熊本市の将来像として市民にとって実感の湧くものではないと思います。

第5に、基本計画では、計画の前提の次に、真っ先に出てくるのが都市整備の方針です。先ほど紹介した第5次総合計画の基本計画では、全計画の前提に続くのは、3つの重点的取組、1、自立と共生の地域、人々が集う森の都、環境と調和した循環型社会です。それぞれに3つのリーディングプランが掲げられています。都市整備につ

いては、人々が集う森の都づくりのリーディングプランの1つとして、多様な交流を支える都市基盤整備が掲げてあります。総合計画は都市マスタープランではありません。名前のとおり市政の課題を総合的に網羅し、目指す目標として市民に示すものです。都市整備方針を真っ先に掲げれば、都市の在り方が先に決められ、市民生活をそこに合わせていくことになります。特に今回の都市整備方針では、国の提唱の基に策定されている立地適正化計画に沿い、示された都市整備のイメージへと市民生活を誘導するものになっています。そういうことを市民は望んでいません。

第6に、分野別のビジョンでは、質疑で指摘したように、第1に、ビジョン6の5に、市民の安心を確保するための社会保障を掲げていますが、実施していく方針の中身は、国民健康保険で保険料の収納率向上、医療費の適正化、国保会計の収支均衡、介護保険の適正化、生活保護では、不正受給の防止、公平適正な運用など、行政側の都合による施策が並び、市民の命と健康を守る視点での安心かつ十分な医療、介護の提供や困窮する市民が安心して利用につながる生活保護制度の運用などはありません。どうしてこれが市民安心の社会保障でしょうか。過去の基本計画では、各種手当、医療費助成の拡充、在宅介護、在宅福祉の充実、国保の人間ドックに対する助成、敬老祝い金事業の充実など、市民の安心につながり、喜ばれる施策が記載されていました。そういう考えや施策が今はありません。

第2に、ビジョン5の1、カーボンニュートラルの実現では、成果指標熊本連携中枢都市圏全体の温室効果ガス排出量の削減率、2013年度比で2031年に40%以上となっています。今世界は2030年までに6割の削減目標達成を掲げ、遅れている日本でも50%削減が目標です。2030年より1年先の目標がこんなに遅れていていいのでしょうか。EUの気象情報機関コペルニクス気候変動サービスは、今年2月に、昨年2月から今年1月までの1年間の世界の平均気温が史上最高となり、産業革命の水準を1.52度上回ったと発表しました。パリ協定では、産業革命前から気温上昇を1.5度以内に抑えることを目標に、全世界が取り組んできましたが、この目標を上回ったことを受け、コペルニクス気候変動サービス副所長のサマンサ・バーゼス氏は、温暖化ガス排出量の急速な削減が世界的な気温上昇を食い止める唯一の方法だと指摘しています。こうした指摘を受け止めた成果指標が必要です。

3、ビジョン8、市民に信頼される市役所では、何より多発する職員不祥事の根絶こそ市民に見える形で実現してほしいと考えます。そのためには市長と職員が信頼ある関係を築き、職務に当たることが必要です。以前は、市長が時々職員の執務の現場に出向き、声をかけるなど、職員にも寄り添う姿があったと伺いました。市長室に鍵をかけて市民にも、職員にも閉ざすのではなく、開かれた市政こそ市政の信頼につながるのではないのでしょうか。

るる述べてまいりましたが、自治基本条例には日本国憲法に規定する地方自治の本旨に基づく自治を推進すると、その目的が明記され、市政の主人公は市民です。この条例に根拠を置く基本構想・基本計画も、また住民自治の体現でなければなりません。

地方自治法に規定された住民福祉の増進、その目的の達成こそ基本構想・基本計画であることを申し上げて、討論いたします。

○田中敦朗議長 以上で討論は終わりました。

それでは、採決いたします。

本案に対する総務委員会の決定は可決となっております。

総務委員会の決定どおり決定することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中敦朗議長 起立または挙手多数。

よって、本案は総務委員会の決定どおり確定いたしました。

次に、請願第1号「負担の限界を超えている国民健康保険料の引下げ等を求める請願」について討論を行います。

上野美恵子議員より討論の通告が提出されておりますので、発言を許します。上野美恵子議員。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 日本共産党熊本市議団の上野美恵子でございます。

請願第1号「負担の限界を超えている国民健康保険料の引下げ等を求める請願」について賛成討論を行います。

今議会には、国民健康保険料の賦課限度額を後期高齢者支援分として2万円引き上げるとともに、保険料率についても後期高齢者支援金分の所得割率を0.35%、均等割、平等割額を合計で2,500円引上げ、介護納付金分の所得割率を0.36%、均等割額を2,400円引き上げるものです。

賦課限度額の引上げは、1,240世帯で2,480万円の負担増となるとともに、料率の改定は全ての世帯が値上げで、1人当たりの値上げ額は約5,000円、加入者への負担増総額は7億円となります。しかも、今回の値上げは、第9期介護保険事業計画の開始年度と重なるために、介護保険料の3億円負担増とのダブルパンチとなっております。

新型コロナ禍に続く止まらない物価高の中で市民生活は逼迫しています。所得の低い世帯ほどその負担と矛盾は大きく、困窮極まる日々を暮らしておられます。国民健康保険は、社会保険や共済保険などに加入していない年金生活者や自営業者などが加入し、所得200万円以下が加入者の約8割を占めるという構造になっています。一番苦しい生活をしていらっしゃる方々への7億円負担増をなぜ今と思わずにいられません。

そもそも大西市長になって、一般会計からの法定外繰入、赤字補填分が大きく減らされ続けてきました。前市長のときには、最高で年間28億円あったこの一般会計からの補填が毎年7,000万円ずつ減額され、2024年度、今度の予算では2億1,000万円にまで減っています。2024年度は都道府県が策定する次期国保運営方針の初年度ということもあり、保険料抑制、負担軽減のために自治体が行っている法定外の一般会計繰入を廃止することや、市町村が決める国民健康保険料の料率を都道府県単位に統一して、

大幅値上げへと誘導し、保険料水準の統一を図る方向への加速化を迫り、高過ぎる国民健康保険をさらに値上げさせようと、厚生労働省が自治体への圧力を強めています。

しかし、国民健康保険は自治事務であり、国言いなりではなく市民の側に立った運用こそ必要です。しかも、2023年度末の国民健康保険の収支見通しは、単年度7億円の赤字見通しとのことです。いわば赤字を加入者に穴埋めさせるための値上げです。市民の暮らしの実態を見ずに、国言いなり、帳尻合わせの負担増というのは余りにも心がありません。

高い保険料が払えない方々の滞納率は23%、4人に1人が滞納です。制度の根幹が揺らぐような状況です。国民健康保険は、国民皆保険制度の基幹となる医療保険で、どんな人でも保険証があれば、いつでも病院に行くことができるようにとつくられている制度です。国民健康保険法第1条の目的には、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とすると明文化されています。

国庫負担の減額や制度そのものの矛盾も大きい中での運用が迫られ、現場となっている市町村、職員の皆さんは、日々被保険者の方々に向き合い、苦勞しながら運用に当たっておられます。だからこそ、国の強い指導はあっても、市民の立場で市町村としてのでき得る限りの手だてを講じ、市民の命と生活を守る運用を貫いていかねばなりません。今は社会保険や共済保険に加入していても、仕事をリタイヤすれば必ず国民健康保険に入ることになります。

よって、私ども日本共産党市議団は、国民健康保険は全ての市民に関わる重要な課題として、毎回の議会で取り上げ、市民の寄り添った対応、制度の見直し、運用の改善を求めてまいりました。今回の請願にありますように、負担の限界となった保険料の引下げは喫緊の課題です。保険料を払えない人に徴収だけを強化しても矛盾は解決しません。国の制度見直しや国庫負担引上げが基本であるとは考えますが、それは国に対し求めつつも、それが実現するのを自治体が指をくわえて待つのでなく、自治体としてできることをやる。そういう立場で一般会計を増額し、保険料は上げない。むしろ引下げこそ英断すべきであると考えます。

請願の2点目、こどもの均等割廃止についても国が就学前までを半額に軽減していることは、収入のないこどもにまで保険料を負担させるという矛盾を一定認識したからです。本市は、今議会に提案された第8次基本構想・基本計画においても少子化による人口減少が大変厳しい見通しであることから、少子化対策、子育て支援策を最優先課題と位置づけています。この点でも直接子育て世代の負担軽減につながる均等割の廃止は効果的な手法であり、ぜひ速やかに決断して、実施していただくようお願いいたしておきます。

資格証明書や短期保険証は受診抑制につながり、医療を受ける権利を市民から奪うものです。保険証1枚で病院に行くことができる。保険証がなければ国民皆保険とは言えません。コロナ禍に中止した資格証明書を廃止し、短期保険証についても発行をやめるようお願いいたします。

国民健康保険法第44条の医療費の一部減免制度は、法に規定された制度でありながら、利用は年間僅か3件、余りにも少な過ぎます。生活保護の申請が昨年是最も多かったという報道があったように、生活に困窮する人が過去にないくらい増えています。それなのにこの制度が活用されていないというのは、どこに問題があるのでしょうか。活用しにくい面がある、周知が届いていない、そのいずれもありだと思えます。この点も繰り返し要望してきましたが、改めて制度運営が改善されるよう、周知をはじめとする市の運用改善をお願いしておきます。

保険証のマイナ保険証への移行についても、相次ぐトラブルの中、その改善はなされていません。全国保険医団体連合会が行ったアンケート調査では、昨年10月以降だけでも回答のあった8,672の医療機関のうち、約6割の5,188医療機関でトラブルがあり、現在もトラブルは解消することなく続いていると報告されています。最も多かったのが、名前や住所に関するもので、次が資格情報が無効というものだったそうです。その場で医療費全額を請求した、持っていた紙の保険証があったから何とか対応したとのことですが、命に関わる問題です。

現在マイナ保険証の利用登録率は約60%、実際に使っている人はもっと少ないと思われまます。しかし、この状況でこれだけのトラブルが発生しているのですから、本格的にマイナ保険証へと切り替えが進めば、どうなるのかと、現場からは疑問と不安の声が上がるのも当然です。

さらに、大災害が起きた場合は、停電による通信インフラの遮断でマイナ保険証を使うシステムの利用そのものが困難になるとの指摘もあり、危機管理の面でも重大な懸念です。国が強力に進めるマイナ保険証への切り替えですが、指摘されている重大な問題点が改善されないまま進めていくことは、国民の命を危険にさらしてしまうこととなります。もともと任意であるはずのマイナンバー押しつけはやめて、現行の保険証こそ存続すべきです。

市長におかれては、こうした現状を踏まえて、国に対し市民の立場で現行保険証の存続を要望していただくようお願いしておきます。

全ての市民が生涯安心して保険証1枚で医療にかかれるためにも、議員各位におかれましては、請願の趣旨にどうか御賛同いただきますように心からお願い申し上げます。賛成討論といたします。よろしくお願ひいたします。

○田中敦朗議長 以上で討論は終わりました。

それでは、採決いたします。

本件に対する予算決算委員会の決定は「不採択」となっております。

よって、原案について採決いたします。

請願第1号を「採択」すること賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中敦朗議長 起立または挙手少数。

よって、本件は「不採択」と決定いたしました。

- 田中敦朗議長 次に、日程第88 議第103号「教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。
〔議題となった案件〕

議第103号

令和6年3月22日提出

教育委員会委員の任命同意について
熊本市教育委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西一史

苦野一徳

- 田中敦朗議長 市長の提案理由の説明を求めます。
〔大西一史市長 登壇〕
- 大西一史市長 ただいま上程されました議第103号「教育委員会委員の任命同意について」の提案理由を申し上げます。

本件は、本年3月31日をもちまして任期満了となりました苦野一徳氏を再び本市教育委員会委員として任命しようとするものであります。

苦野氏は、昭和55年の生まれで、早稲田大学教育学部を卒業後、同大学教育・総合科学学術院助手、同大学大学院教育学研究科博士課程の単位取得を経て、現在は、熊本大学教育学部准教授として活躍されております。

苦野氏は、教育、学術、文化に識見を有する者として、教育行政の安定と中立の確保をその使命とする教育委員会委員に適任であると考え、任命同意をお願いする次第であります。

- 田中敦朗議長 市長の提案理由の説明は終わりました。
別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。
本案に対し御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 田中敦朗議長 御異議なしと認めます。
よって、本案は「同意」することに決定いたしました。

- 田中敦朗議長 次に、日程第89 議第104号「人事委員会委員の選任同意について」を議題といたします。
〔議題となった案件〕

議第104号

令和6年3月22日提出

人事委員会委員の選任同意について
熊本市人事委員会委員に次の者を選任したいので同意を求める。

熊本市長 大西一史

内田光也

○田中敦朗議長 市長の提案理由の説明を求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 ただいま上程されました議第104号「人事委員会委員の選任同意について」の提案理由を申し上げます。

本件は、本年3月31日をもって任期満了となります内田光也氏を再び本市人事委員会委員として選任しようとするものであります。

内田氏は、昭和31年の生まれで、早稲田大学法学部を卒業後、平成元年から弁護士として活躍されております。また、熊本県監査委員や九州弁護士会連合会理事長をお務めになられました。

内田氏は、人格、識見ともに人事行政の適正な運営を担保する人事委員会委員に適任であると考え、選任同意をお願いする次第であります。

○田中敦朗議長 市長の提案理由の説明は終わりました。

別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案に対し御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田中敦朗議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は「同意」することに決定いたしました。

○田中敦朗議長 次に、日程第90 議第105号「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を議題といたします。

〔議題となった案件〕

議第105号

令和6年3月22日提出

固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
熊本市固定資産評価審査委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西一史

田中照幸

○田中敦朗議長 市長の提案理由の説明を求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 ただいま上程されました議第105号「固定資産評価審査委員会委員の

選任同意について」の提案理由を申し上げます。

本件は、本年3月31日をもちまして任期満了となります田中照幸氏を再び本市固定資産評価審査委員会委員として選任しようとするものであります。

田中氏は、昭和41年の生まれで、熊本工業大学工学部を卒業後、大和設計株式会社に勤務されました。現在は、有限会社T E R建築設計室代表取締役として活躍されております。

田中氏は、その人格、識見ともに、固定資産価格の公正、適正な決定を担保することを責務とする固定資産評価審査委員会委員として適任であると考え、選任同意をお願いする次第であります。

○田中敦朗議長 市長の提案理由の説明は終わりました。

別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案に対し御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田中敦朗議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は「同意」することに決定いたしました。

○田中敦朗議長 次に、日程第91ないし日程第97 いずれも「土地利用審査会委員の任命同意について」を一括議題といたします。

〔議題となった案件〕

議第106号

令和6年3月22日提出

土地利用審査会委員の任命同意について
熊本市土地利用審査会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西 一 史

青 木 充 信

議第107号

令和6年3月22日提出

土地利用審査会委員の任命同意について
熊本市土地利用審査会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西 一 史

小 島 知 子

議第108号

令和6年3月22日提出

土地利用審査会委員の任命同意について
熊本市土地利用審査会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西 一史

糸田 由子

議第109号

令和6年3月22日提出

土地利用審査会委員の任命同意について
熊本市土地利用審査会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西 一史

橋本 淳也

議第110号

令和6年3月22日提出

土地利用審査会委員の任命同意について
熊本市土地利用審査会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西 一史

三原 義之

議第111号

令和6年3月22日提出

土地利用審査会委員の任命同意について
熊本市土地利用審査会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西 一史

恒成 莉野

議第112号

令和6年3月22日提出

土地利用審査会委員の任命同意について
熊本市土地利用審査会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西 一史

川邊 隆大

○田中敦朗議長 市長の提案理由の説明を求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 ただいま上程されました議第106号ないし議第112号「土地利用審査会委員の任命同意について」の提案理由を申し上げます。

まず、議第106号ないし議第111号につきましては、本年3月31日をもちまして任期満了となります青木充信氏、小島知子氏、糸田由子氏、橋本淳也氏、三原義之氏並びに恒成莉野氏を再び本市土地利用審査会委員として任命しようとするものであります。

現在青木氏は、株式会社九州不動産鑑定所代表取締役として、小島氏は熊本大学大学院先端科学研究部准教授として、糸田氏は株式会社熊本不動産鑑定所代表取締役として、橋本氏は、熊本高等専門学校准教授として、三原氏は熊本県森林組合連合会代表理事専務として、恒成氏は弁護士として、それぞれ活躍されております。

次に、議第112号につきましては、同じく本年3月31日をもちましても任期満了となります現委員の後任として、川邊隆大氏を新たに本市土地利用審査会委員として任命しようとするものであります。

川邊氏は、昭和54年の生まれで、東北大学大学院農学研究科博士課程を修了後、京都産業大学総合生命科学部研究助手を経て、現在は東海大学農学部農学科講師として活躍されております。

これら7人の方々は、いずれも土地利用、地価、その他の土地に関する事項について優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者として土地利用審査会委員に適任であると考え、任命同意をお願いする次第であります。

○田中敦朗議長 市長の提案理由の説明は終わりました。

別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

以上7件に対し御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田中敦朗議長 御異議なしと認めます。

よって、以上7件はいずれも「同意」することに決定いたしました。

○田中敦朗議長 次に、日程第98ないし日程第121 いずれも「農業委員会委員の任命同意について」を一括議題といたします。

〔議題となった案件〕

議第113号

令和6年3月22日提出

農業委員会委員の任命同意について
熊本市農業委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西一史

林田智博

議第114号

令和6年3月22日提出

農業委員会委員の任命同意について
熊本市農業委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西 一 史

谷 口 憲 治

議第115号

令和6年3月22日提出

農業委員会委員の任命同意について
熊本市農業委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西 一 史

福 原 幸 一

議第116号

令和6年3月22日提出

農業委員会委員の任命同意について
熊本市農業委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西 一 史

網 田 稔

議第117号

令和6年3月22日提出

農業委員会委員の任命同意について
熊本市農業委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西 一 史

西 富 大二郎

議第118号

令和6年3月22日提出

農業委員会委員の任命同意について
熊本市農業委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西 一 史

牧 野 正 治

議第119号

令和6年3月22日提出

農業委員会委員の任命同意について
熊本市農業委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西 一史

木下 三智也

議第120号

令和6年3月22日提出

農業委員会委員の任命同意について
熊本市農業委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西 一史

眞鍋 宣孝

議第121号

令和6年3月22日提出

農業委員会委員の任命同意について
熊本市農業委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西 一史

宮本 淳一

議第122号

令和6年3月22日提出

農業委員会委員の任命同意について
熊本市農業委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西 一史

田中 敏郎

議第123号

令和6年3月22日提出

農業委員会委員の任命同意について
熊本市農業委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西 一史

東 哲治

議第124号

令和6年3月22日提出

農業委員会委員の任命同意について
熊本市農業委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西 一史

福嶋 徳行

議第125号

令和6年3月22日提出

農業委員会委員の任命同意について
熊本市農業委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西 一史

牧坂 邦夫

議第126号

令和6年3月22日提出

農業委員会委員の任命同意について
熊本市農業委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西 一史

森山 哲也

議第127号

令和6年3月22日提出

農業委員会委員の任命同意について
熊本市農業委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西 一史

田中 友博

議第128号

令和6年3月22日提出

農業委員会委員の任命同意について
熊本市農業委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西 一史

葭村 誠一

議第129号

令和6年3月22日提出

農業委員会委員の任命同意について
熊本市農業委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西 一史

上 島 恵 二

議第130号

令和6年3月22日提出

農業委員会委員の任命同意について
熊本市農業委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西 一史

松 田 則 康

議第131号

令和6年3月22日提出

農業委員会委員の任命同意について
熊本市農業委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西 一史

内 田 勤 矢

議第132号

令和6年3月22日提出

農業委員会委員の任命同意について
熊本市農業委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西 一史

上 村 悦 美

議第133号

令和6年3月22日提出

農業委員会委員の任命同意について
熊本市農業委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西 一史

深 水 進

議第134号

令和6年3月22日提出

農業委員会委員の任命同意について
熊本市農業委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西一史

上田隆幸

議第135号

令和6年3月22日提出

農業委員会委員の任命同意について
熊本市農業委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西一史

西村清敏

議第136号

令和6年3月22日提出

農業委員会委員の任命同意について
熊本市農業委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西一史

徳永芳也

○田中敦朗議長 市長の提案理由の説明を求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 ただいま上程されました議第113号ないし議第136号「農業委員会委員の任命同意について」の提案理由を申し上げます。

まず、議第113号ないし議第124号につきましては、本年4月14日をもちまして任期満了となります林田智博氏、谷口憲治氏、福原幸一氏、網田稔氏、西富大二郎氏、牧野正治氏、木下三智也氏、眞鍋宣孝氏、宮本淳一氏、田中敏郎氏、東哲治氏並びに福島徳行氏を再び本市農業委員会委員として任命しようとするものであります。

次に、議第125号ないし議第135号につきましては、牧坂邦夫氏、森山哲也氏、田中友博氏、葭村誠一氏、上島恵二氏、松田則康氏、内田勤矢氏、上村悦美氏、深水進氏、上田隆幸氏並びに西村清敏氏を新たに本市農業委員会委員として任命しようとするものであります。

これらの方々は、農業に携わり尽力されている方々であります。

さらに、議第136号につきましては、本年4月14日をもちまして任期満了となります徳永芳也氏を再び農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない同委

員会委員として任命しようとするものであります。

徳永氏は現在行政書士として活躍されております。

これら24人の方々は、いずれも農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者として、農業委員会委員に適任であると考え、任命同意をお願いする次第であります。

○田中敦朗議長 市長の提案理由の説明は終わりました。

別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

以上24件に対し御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田中敦朗議長 御異議なしと認めます。

よって、以上24件はいずれも「同意」することに決定いたしました。

この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時25分に再開いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時24分 再開

○田中敦朗議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○田中敦朗議長 日程第122「区選挙管理委員会委員の選挙」を行います。

本件は、地方自治法第182条の規定により、区選挙管理委員会委員を各区4名、合計20名を選挙するものであります。

区選挙管理委員会委員被選挙人名簿

中央区選挙管理委員会委員

氏名	現住所	生年月日	推薦会派
木下修一			自民党
村上庸治			熊本自民
橋本信也			市民連合
森永悟			公明党
福田扶美子			共産党

東区選挙管理委員会委員

氏名	現住所	生年月日	推薦会派
杉村武治			自民党
奈良寛			自民党
光永邦保			熊本自民
鈴木弘			公明党
浜村博			共産党

西区選挙管理委員会委員

氏名	現住所	生年月日	推薦会派
----	-----	------	------

津田 征士郎			自 民 党
大塚 和 規			熊 本 自 民
松田 芳 文			市 民 連 合
谷 保 行			公 明 党
森 重 伸			共 産 党

南区選挙管理委員会委員

氏 名	現 住 所	生 年 月 日	推 薦 会 派
原 勇 生			自 民 党
朽木 信 哉			熊 本 自 民
富永 健 之			熊 本 自 民
湯田 真 喜 雄			市 民 連 合
木村 正			共 産 党

北区選挙管理委員会委員

氏 名	現 住 所	生 年 月 日	推 薦 会 派
高岡 一 成			自 民 党
谷口 憲 治			熊 本 自 民
境 徳 幸			市 民 連 合
加川 勤			公 明 党
山部 洋 史			共 産 党

○田中敦朗議長 ただいまの出席議員は47人であります。

お諮りいたします。

会議規則第30条第2項の規定による立会人に、村上誠也議員及び島津哲也議員を指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田中敦朗議長 御異議なしと認めます。

それでは、立会人に村上誠也議員及び島津哲也議員を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○田中敦朗議長 投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○田中敦朗議長 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

お手元に配付の各区選挙管理委員会委員被選挙人名簿記載の被選挙人のうちから、1区につき1名の氏名を投票用紙に自席で御記載願います。

投票用紙には区名が記載されております。

誤った投票用紙への記載がないよう御注意ください。

〔記 載〕

○田中敦朗議長 投票用紙の記入は終わりましたか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○田中敦朗議長 立会人の方はお立会いを願います。

〔立会人 村上誠也議員、島津哲也議員 立会〕

○田中敦朗議長 投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○田中敦朗議長 異状なしと認めます。

ただいまより投票を行います。

御着席の番号順に順次投票を願います。

〔投票〕

○田中敦朗議長 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○田中敦朗議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまより開票を行います。

〔開票〕

○田中敦朗議長 開票の結果を議会局長に報告させます。

まず、中央区について報告させます。

○江幸博議会局長 投票総数47票、うち有効投票47票、無効投票なし。

19票 木下修一

13票 村上庸治

7票 橋本信也

7票 森永 悟

1票 福田扶美子

○田中敦朗議長 ただいま報告のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、木下修一、村上庸治、橋本信也、森永悟、以上4名が中央区選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、東区について報告させます。

○江幸博議会局長 投票総数47票、うち有効投票47票、無効投票なし。

14票 杉村武治

12票 奈良 寛

13票 光永邦保

7票 鈴木 弘

1票 浜村 博

○田中敦朗議長 ただいま報告のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、杉村武治、奈良寛、光永邦保、鈴木弘、以上4名が東区選挙管理委員会委

員に当選されました。

次に、西区について報告させます。

○江幸博議会局長 投票総数47票、うち有効投票47票、無効投票なし。

19票 津田征士郎

13票 大塚和規

7票 松田芳文

7票 谷 保行

1票 森 重伸

○田中敦朗議長 ただいま報告のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、津田征士郎、大塚和規、松田芳文、谷保行、以上4名が西区選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、南区について報告させます。

○江幸博議会局長 投票総数47票、うち有効投票47票、無効投票なし。

19票 原 勇生

12票 朽木信哉

8票 富永健之

7票 湯田真喜雄

1票 木村 正

○田中敦朗議長 ただいま報告のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、原勇生、朽木信哉、富永健之、湯田真喜雄、以上4名が南区選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、北区について報告させます。

○江幸博議会局長 投票総数47票、うち有効投票47票、無効投票なし。

19票 高岡一成

13票 谷口憲治

7票 境 徳幸

7票 加川 勤

1票 山部洋史

○田中敦朗議長 ただいま報告のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、高岡一成、谷口憲治、境徳幸、加川勤、以上4名が北区選挙管理委員会委員に当選されました。

○田中敦朗議長 次に、日程第123「区選挙管理委員会委員補充員の選挙」を行います。

本件は、地方自治法第182条の規定により、区選挙管理委員会委員補充員を各区4

名、合計20名を選挙するものであります。

区選挙管理委員会委員補充員被選挙人名簿

中央区選挙管理委員会委員補充員

氏名	現住所	生年月日	推薦会派
坂田 憲 盟			自 民 党
小林 教 昭			熊 本 自 民
清 田 正 之			市 民 連 合
久 光 義 秀			公 明 党
永 富 章 代			共 産 党

東区選挙管理委員会委員補充員

氏名	現住所	生年月日	推薦会派
奥 田 隆 久			自 民 党
甲 斐 和 美			自 民 党
重 浦 陸 治			熊 本 自 民
秋 山 公 雄			公 明 党
小手川 宏 明			共 産 党

西区選挙管理委員会委員補充員

氏名	現住所	生年月日	推薦会派
林 裕 史			自 民 党
田 中 久			熊 本 自 民
東 敬 一			市 民 連 合
岡 村 平 八 郎			公 明 党
堀 竜 夫			共 産 党

南区選挙管理委員会委員補充員

氏名	現住所	生年月日	推薦会派
浦 本 九州男			自 民 党
平 江 純 一			熊 本 自 民
山 内 昭 二			熊 本 自 民
甲 斐 孝 行			市 民 連 合
緒 方 芳 郎			共 産 党

北区選挙管理委員会委員補充員

氏名	現住所	生年月日	推薦会派
西 川 博 之			自 民 党
原 口 亮 志			熊 本 自 民
福 永 洋 一			市 民 連 合
矢 崎 和 之			公 明 党
横 田 芙 美 子			共 産 党

○田中敦朗議長 ただいまの出席議員は47人であります。

お諮りいたします。

会議規則第30条第2項の規定による立会人に村上誠也議員及び島津哲也議員を指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田中敦朗議長 御異議なしと認めます。

それでは、立会人に村上誠也議員及び島津哲也議員を指名いたします。
投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○田中敦朗議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○田中敦朗議長 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

お手元に配付の各区選挙管理委員会委員補充員被選挙人名簿記載の被選挙人のうち
から、1区につき1名の氏名を投票用紙に自席で御記載願います

投票用紙には区名が記載されております。

誤った投票用紙への記載がないよう御注意ください。

〔記 載〕

○田中敦朗議長 投票用紙の記入は終わりましたか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○田中敦朗議長 立会人の方はお立会いを願います。

〔立会人 村上誠也議員、島津哲也議員 立会〕

○田中敦朗議長 投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○田中敦朗議長 異状なしと認めます。

ただいまより投票を行います。

御着席の番号順に順次投票を願います。

〔投 票〕

○田中敦朗議長 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○田中敦朗議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまより開票を行います。

〔開 票〕

○田中敦朗議長 開票の結果を議会局長に報告させます。

まず、中央区について報告させます。

○江幸博議会局長 投票総数47票、うち有効投票47票、無効投票なし。

19票 坂田憲盟

13票 小林教昭

7票 清田正之

7票 久光義秀

1票 永富章代

○田中敦朗議長 ただいま報告のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、坂田憲盟、小林教昭、清田正之、久光義秀、以上4名が中央区選挙管理委員会委員の補充員に当選されました。

次に、東区について報告させます。

○江幸博議会局長 投票総数47票、うち有効投票47票、無効投票なし。

14票 奥田隆久

12票 甲斐和美

13票 重浦陸治

7票 秋山公雄

1票 小手川宏明

○田中敦朗議長 ただいま報告のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、奥田隆久、甲斐和美、重浦陸治、秋山公雄、以上4名が東区選挙管理委員会委員の補充員に当選されました。

次に、西区について報告させます。

○江幸博議会局長 投票総数47票、うち有効投票47票、無効投票なし。

19票 林 裕史

13票 田中 久

7票 東 敬一

7票 岡村平八郎

1票 堀 竜夫

○田中敦朗議長 ただいま報告のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、林裕史、田中久、東敬一、岡村平八郎、以上4名が西区選挙管理委員会委員の補充員に当選されました。

次に、南区について報告させます。

○江幸博議会局長 投票総数47票、うち有効投票47票、無効投票なし。

19票 浦本九州男

12票 平江純一

8票 山内昭二

7票 甲斐孝行

1票 緒方芳郎

○田中敦朗議長 ただいま報告のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、浦本九州男、平江純一、山内昭二、甲斐孝行、以上4名が南区選挙管理委員会委員の補充員に当選されました。

次に、北区について報告させます。

○江幸博議会局長 投票総数47票、うち有効投票47票、無効投票なし。

19票 西川博之

13票 原口亮志

7票 福永洋一

7票 矢崎和之

1票 横田芙美子

○田中敦朗議長 ただいま報告のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、西川博之、原口亮志、福永洋一、矢崎和之、以上4名が北区選挙管理委員会委員の補充員に当選されました。

この際、議事の都合により休憩いたします。

午後1時10分に再開いたします。

午後 0時11分 休憩

午後 1時09分 再開

○田中敦朗議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○田中敦朗議長 日程第124 発議第2号「下水サーベイランス事業の実施を求める意見書について」を議題といたします。

[議題となった案件]

発議第2号

下水サーベイランス事業の実施を求める意見書について
熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和6年3月22日提出

熊本市議会議員	寺	本	義	勝
同	山	本	浩	之
同	坂	田	誠	二
同	大	石	浩	文
同	齊	藤		博
同	古	川	智	子
同	満	永	寿	博
同	平	江		透

同 西岡誠也
同 上田芳裕
同 井本正広
同 浜田大介

熊本市議会議長 田中敦朗様

意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の感染のピークや傾向の把握、新たな感染症への対応のため、下水サーベイランス事業の全国展開に取り組まれるよう要望いたします。

（理由）

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、感染者数の把握が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況が見えづらくなっている現在、今後起こり得る感染のピークや傾向を把握するためにも、また、新たな感染症に対応するためにも、「下水サーベイランス（疫学調査）」を全国の地方公共団体の下水処理場で実施すべきであります。

感染症対策の基本として、適切な検査を正確に行うことが肝要ですが、PCR検査などでは感染者が自主的に検査を受けなければ陽性者を特定できず、各地域の感染の広がり傾向をつかむことはできません。しかし、「下水サーベイランス」を活用すれば、その地域の「見えない感染を見える化」でき、感染の初期段階から、医療機関の検査報告よりも早く感染の兆候が分かる可能性があり、その後の感染の規模や増減の傾向も把握できます。

内閣官房が、令和4年度に実施した「下水サーベイランスの活用に関する実証事業」でも、その結果報告において、「将来の感染状況の予測によって、市民への注意喚起や地方公共団体の体制整備に活用できる可能性がある」と明記されたところであります。

よって、政府におかれては、早急に、「内閣感染症危機管理統括庁」が司令塔となり、厚生労働省、国土交通省、各地方公共団体が連携して下水サーベイランス事業の全国展開に取り組まれることを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

議長名

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

宛（各通）

○田中敦朗議長 別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。
本案に対し、賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中敦朗議長 起立または挙手多数。
よって、本案は「可決」されました。

○田中敦朗議長 次に、日程第125 発議第3号「緊急事態に関する国会審議を求める
意見書について」を議題といたします。

〔議題となった案件〕

発議第3号

緊急事態に関する国会審議を求める意見書について

熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和6年3月22日提出

熊本市議会議員	寺	本	義	勝
同	山	本	浩	之
同	坂	田	誠	二
同	大	石	浩	文
同	齊	藤		博
同	古	川	智	子
同	満	永	寿	博
同	澤	田	昌	作
同	平	江		透

熊本市議会議長 田 中 敦 朗 様

意 見 書（案）

今後危惧される巨大地震等に対応するため、緊急事態に関する国会審議を早急に実施されるよう要望いたします。

（理 由）

災害の多い我が国において、危機管理に応じた施策の推進は必須であり、特に、当地における熊本地震や人吉市街地で発生した豪雨災害では、被災者緊急保護や生活の維持を目的とした救済措置のほか、インフラ復旧整備を始めとする行政の緊急対応支援と復興過程におけるまちづくりに長期間を要するなど、大きな課題を残しました。

そして本年1月1日に北陸地方を中心に発生した巨大地震では、多くの犠牲者が発生し、改めて災害大国における行政の対応能力強化と国民相互の共助精神が求められていることを痛感しました。

なお、今後危惧される「首都直下型地震」や「南海トラフ巨大地震」等が発生すれば、被災者緊急救援措置ばかりでなく、国内全域における復興作業と経済や防衛を始めとする安全保障を保つことは極めて困難と予想され、災害対応に関する従来の法体系では十分に対応できなくなるおそれも大きく、国家の第一義とも言える国民の生命と財産を毀損する可能性は否めません。

そのため、災害に強い国づくりを推進するためにも、国家基盤を揺るがす有事が発生した場合における国民の行動指針については、国際的条約等を有する医療等の特別措置を除き、一定の人権に配慮しつつも、総体的には、私権の制限を含めた具体的なルール作りと国民意識の醸成を図ることが極めて重要であります。

よって、国及び政府におかれては、緊急時における既存の法体系の抜本的改革を推進するとともに、国民的議論を喚起するために、緊急事態に関する国会審議を早急に深められるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

議 長 名

衆 議 院 議 長	}	宛（各通）
参 議 院 議 長		
内 閣 総 理 大 臣		
総 務 大 臣		
法 務 大 臣		
防 災 担 当 大 臣		

○田中敦朗議長 別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案に対し、賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中敦朗議長 起立または挙手多数。

よって、本案は「可決」されました。

○田中敦朗議長 都合により、副議長と議長席を交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○大畠澄雄副議長 この際、日程についてお諮りいたします。

田中敦朗議長より、本職宛て議長辞職願が提出されました。

よって、「議長辞職の件」を本日の日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大畠澄雄副議長 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

○大畠澄雄副議長 それでは、「議長辞職の件」を議題といたします。

田中敦朗議員は地方自治法第117条の規定により除斥されますので、暫時御退場を願います。

〔田中敦朗議員 退場〕

○大畠澄雄副議長 まず、田中敦朗議員の議長辞職願を議会局長に朗読させます。

〔議会局長朗読〕

<p>辞 職 願</p> <p>今般、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。</p> <p>令和6年3月22日</p> <p style="text-align: right;">熊本市議会議長 田 中 敦 朗</p> <p>熊本市議会副議長 大 畠 澄 雄 様</p>
--

○大畠澄雄副議長 それでは、お諮りいたします。

田中敦朗議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大畠澄雄副議長 御異議なしと認めます。

よって、田中敦朗議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

田中敦朗議員の御入場を願います。

〔田中敦朗議員 入場〕

○大畠澄雄副議長 田中敦朗議員の退任挨拶があります。

〔1番 田中敦朗議員 登壇〕

○田中敦朗議員 議長退任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る5月16日に皆様の御推挙により、第60代の栄えある名誉と伝統ある熊本市議会議長に就任させていただきました。就任に当たっては市民に身近な、より開かれた議会の実現を目指すということを皆様にお誓い申し上げ、この間、活動してまいりました。

皆様の御協力と御支援をいただき議会インスタグラムの開設、高校生議会の開催、各種視察の報告会や研修会など、様々なことを実施することができました。これも全てこちらにおられる議員の皆様のお力添えによるものと心から感謝を申し上げる次第であります。

今後、一議員に戻りましては、これまで議長職をお預かりした中で経験した様々な

ことを生かしていきたいと思っております。国内外のつながり、そして様々な知見を市政発展、議会の発展のために活用してまいります。

結びになります。議長の間にお力添えいただきました皆様に改めまして御礼を申し上げますとともに、両輪としてしっかりと議会に相対をしていただきました市長をはじめとする執行部の皆様、そして、私を支えていただいた議会局職員の皆様、何より市民の皆様から御礼を申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

○大畠澄雄副議長 田中敦朗議員の退任挨拶は終わりました。

それでは、議長が欠員となりましたので、直ちに「議長の選挙」を行います。

ただいまの出席議員は47名であります。

お諮りいたします。

会議規則第30条第2項の規定による立会人に古川智子議員及び木庭功二議員を指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大畠澄雄副議長 御異議なしと認めます。

それでは立会人に古川智子議員及び木庭功二議員を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○大畠澄雄副議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大畠澄雄副議長 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を自席で御記載願います。

〔記 載〕

○大畠澄雄副議長 立会人の方はお立会いを願います。

〔立会人 古川智子議員、木庭功二議員 立会〕

○大畠澄雄副議長 投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○大畠澄雄副議長 異状なしと認めます。

ただいまより投票を行います。

御着席の番号順に順次投票を願います。

〔投 票〕

○大畠澄雄副議長 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大畠澄雄副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまより開票を行います。

〔開 票〕

○大畠澄雄副議長 開票の結果を議会局長に報告させます。

○江幸博議会局長 投票総数47票、うち有効投票44票、無効投票3票。

43票 寺本義勝議員

1票 上野美恵子議員

○大畠澄雄副議長 ただいま報告のとおりであります。

この選挙の法定得票数は11票であります。

よって、寺本義勝議員が議長に当選されました。

寺本義勝議員の挨拶があります。

〔寺本義勝議長 登壇〕

○寺本義勝議長 お許しいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員の皆様方の御推挙により、伝統と名誉ある第61代の熊本市議会議長の要職を担うこととなりました。誠に光栄なことでありますとともに、衷心より感謝申し上げますとともに、この職責の重大さに身の引き締まる思いでもございます。

もとより浅学非才の身であり微力ではございますが、皆様方の御支援、御協力いただきながら円滑な議会運営、そして市政発展のため全力を傾注してまいり所存でございます。改めまして議員の皆様方並びに市長をはじめ執行部の皆様には、今後さらなる御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます、簡単ではございますが、就任の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。（拍手）

○大畠澄雄副議長 寺本議長、議長席にお着き願います。

〔副議長退席、新議長着席〕

○寺本義勝議長 この際、会議規則第3条第2項の規定により、議席の一部を変更いたします。

議長の交代に伴い、本職の議席を1番に、田中敦朗議員の議席を30番に、それぞれ変更いたします。

○寺本義勝議長 この際、日程についてお諮りいたします。

「議会運営委員辞任の件」「庁舎整備に関する特別委員辞任の件」「大都市行財政制度に関する特別委員辞任の件」、以上3件を本日の日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

○寺本義勝議長 都合により、副議長と議長席を交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○大畠澄雄副議長 それではまず、「議会運営委員辞任の件」を議題といたします。

本日、寺本義勝議員、古川智子議員より議会運営委員を辞任したい旨の申出がありました。

よって、お諮りいたします。

以上2名の議会運営委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大畠澄雄副議長 御異議なしと認めます。

よって、以上2名の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

〔副議長退席、議長着席〕

○寺本義勝議長 それでは、欠員となりました議会運営委員の補充を行うため、この際、「議会運営委員選任の件」を本日の日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

○寺本義勝議長 それでは、「議会運営委員選任の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員に田中敦朗議員、村上暦議員を選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長 御異議なしと認めます。

よって、以上2名を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

○寺本義勝議長 次に、「庁舎整備に関する特別委員辞任の件」を議題といたします。

本日、齊藤博議員より庁舎整備に関する特別委員を辞任したい旨の申出がありました。

よって、お諮りいたします。

齊藤博議員の庁舎整備に関する特別委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長 御異議なしと認めます。

よって、齊藤博議員の庁舎整備に関する特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

○寺本義勝議長 それでは、欠員となりました庁舎整備に関する特別委員の補充を行うため、この際、「庁舎整備に関する特別委員選任の件」を本日の日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

○寺本義勝議長 それでは、「庁舎整備に関する特別委員選任の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

庁舎整備に関する特別委員に坂田誠二議員を選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長 御異議なしと認めます。

よって、坂田誠二議員を庁舎整備に関する特別委員に選任することに決定いたしました。

○寺本義勝議長 次に、「大都市行財政制度に関する特別委員辞任の件」を議題といたします。

本日、中川栄一郎議員より大都市行財政制度に関する特別委員を辞任したい旨の申出がありました。

よって、お諮りいたします。

中川栄一郎議員の大都市行財政制度に関する特別委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長 御異議なしと認めます。

よって、中川栄一郎議員の大都市行財政制度に関する特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

○寺本義勝議長 それでは、欠員となりました大都市行財政制度に関する特別委員の補充を行うため、この際、「大都市行財政制度に関する特別委員選任の件」を本日の日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

○寺本義勝議長 それでは、「大都市行財政制度に関する特別委員選任の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

大都市行財政制度に関する特別委員に松本幸隆議員を選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長 御異議なしと認めます。

よって、松本幸隆議員を大都市行財政制度に関する特別委員に選任することに決定いたしました。

○寺本義勝議長 次に、日程第126 「地域公共交通に関する特別委員会設置の件」を議題といたします。

本件については、山本浩之議員ほか12人から、「持続可能な地域公共交通の実現に向けた諸問題に関する調査を行うため特別委員会を設置し、これに本調査を付議されたい。なお、特別委員会の名称、定数、委員の選任及び期限については、これを議長に一任すべし。」との動議が文書により提出されております。

よって、本動議を直ちに採決いたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長 御異議なしと認めます。

よって、本動議は「可決」されました。

それでは、議長一任の件について申し上げます。

一、委員会の名称

地域公共交通に関する特別委員会

二、委員会設置の目的

持続可能な地域公共交通の実現に向けた諸問題に関する調査を行うこと。

三、委員の定数

12人

四、委員

木庭功二議員、村上誠也議員、古川智子議員、中川栄一郎議員、島津哲也議員、齊藤博議員、平江透議員、田中敦朗議員、井本正広議員、藤山英美議員、上野美恵子議員、上田芳裕議員

五、期限

調査終了まで閉会中の継続調査とする。

以上のとおり決定いたします。

○寺本義勝議長 この際、議会運営委員会並びに特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 1時38分 休憩

午後 2時14分 再開

○寺本義勝議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○寺本義勝議長 休憩中開催の関係委員会において、欠員となりました正副委員長の互選の結果、議会運営委員長に大石浩文議員、庁舎整備に関する特別委員長に坂田誠二議員、地域公共交通に関する特別委員長に田中敦朗議員、地域公共交通に関する特別副委員長に平江透議員がそれぞれ当選されました。

以上、御報告いたします。

○寺本義勝議長 この際、日程についてお諮りいたします。

「指定都市都道府県調整会議構成員の選挙」「熊本県後期高齢者医療広域連合会議議員の選挙」、以上2件を本日の日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

○寺本義勝議長 それではまず、「指定都市都道府県調整会議構成員の選挙」を行います。

選挙すべき者の員数は1人であります。

ただいまの出席議員は47人であります。

お諮りいたします。

会議規則第30条第2項の規定による立会人に古川智子議員及び木庭功二議員を指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長 御異議なしと認めます。

それでは、立会人に古川智子議員及び木庭功二議員を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○寺本義勝議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を自席で御記載願います。

〔記 載〕

- 寺本義勝議長 立会人の方はお立会いを願います。
〔立会人 古川智子議員、木庭功二議員 立会〕
- 寺本義勝議長 投票箱を改めます。
〔投票箱点検〕
- 寺本義勝議長 異状なしと認めます。
ただいまより投票を行います。
御着席の議席順に順次投票を願います。
〔投票〕
- 寺本義勝議長 投票漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 寺本義勝議長 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
ただいまより開票を行います。
〔開票〕
- 寺本義勝議長 開票の結果を議会局長に報告させます。
- 江幸博議会局長 投票総数47票、うち有効投票47票。
46票 寺本義勝議員
1票 上野美恵子議員
- 寺本義勝議長 ただいま報告のとおりであります。
この選挙の法定得票数は12票であります。
よって、本職が指定都市都道府県調整会議構成員に当選いたしました。
-
- 寺本義勝議長 次に、「熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。
選挙すべき者の員数は1人であります。
ただいまの出席議員は47人であります。
お諮りいたします。
会議規則第30条第2項の規定による立会人に古川智子議員及び木庭功二議員を指名することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 寺本義勝議長 御異議なしと認めます。
それでは、立会人に古川智子議員及び木庭功二議員を指名いたします。
投票用紙を配付させます。
〔投票用紙配付〕
- 寺本義勝議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 寺本義勝議長 配付漏れなしと認めます。
念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を自席で御記載願います。

〔記 載〕

○寺本義勝議長 立会人の方はお立会いを願います。

〔立会人 古川智子議員、木庭功二議員 立会〕

○寺本義勝議長 投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○寺本義勝議長 異状なしと認めます。

ただいまより投票を行います。

御着席の議席順に順次投票を願います。

〔投 票〕

○寺本義勝議長 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまより開票を行います。

〔開 票〕

○寺本義勝議長 開票の結果を議会局長に報告させます。

○江幸博議会局長 投票総数47票、うち有効投票47票、無効投票なし。

46票 寺本義勝議員

1票 上野美恵子議員

○寺本義勝議長 ただいま報告のとおりであります。

この選挙の法定得票数は12票であります。

よって、本職が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

○寺本義勝議長 以上で第1回定例会の議事は全部終了いたしました。

○寺本義勝議長 この際、坂田誠二議員より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。坂田誠二議員。

〔39番 坂田誠二議員 登壇〕

○坂田誠二議員 どうも皆さん、こんにちは。

令和6年第1回定例会も本日をもって最終日となりました。議員各位におかれましては大変お疲れのことだと存じますが、お許しいただきまして、この3月をもって御勇退されます田中上下水道事業管理者、宮崎総務局長、大塚農水局長、岡村中央区長、河本西区長、中川北区長、福田消防局長の皆様に対しまして、一言、御慰労と感謝の言葉を述べさせていただきます。

内容につきましては、それぞれに親しい方々からお伺いしましたことを御了承くだ

さい。

まず、田中上下水道事業管理者におかれましては、昭和59年、本市に奉職され、保護第一課を振出しに、財政課長、障がい者支援部長、財政局長などの要職を歴任され、令和4年4月から現在の職に就いておられます。

これまで市政の多様な分野に従事してこられ、市ホームページの開設やこうのとりのゆりかご、熊本市政治倫理審査会の設置などに携わってこられました。また、上下水道事業管理者としては経営手腕を遺憾なく発揮され、上質な上下水道サービスの提供に取り組みられたほか、能登半島地震などの被災地支援では陣頭指揮に精力的に取り組まれました。

お人柄と言えば、決しておごらず、優しく、若手職員にも声をかけられ、多くの部下から慕われております。また、自宅では2匹の保護猫と戯れながら読書にいそしんでおられ、休日にはコーヒーの焙煎やクラシックギターの練習などを楽しんでおられます。

続いて、宮崎総務局長におかれましては、昭和61年、本市に奉職され、市民税課を振出しに、企画課長、都市建設局首席審議員、行政管理部長、東区長などの要職を歴任され、令和3年4月から現在の職に就いておられます。

熊本地震の3日目には一日中現場を回り、その後の液状化対策の基礎をつくるなど常に先頭に立ち、市民のために奔走されました。総務局長としてこの3年間は市役所全体に目を配り、陣頭指揮を執ってこられました。広い知見と強い責任感で仕事をされる一方、運動神経も抜群で、学生の頃から続けているテニスの腕前は相当なものであり、また、局のボウリング大会では優勝を、各課バドミントン大会では5戦全勝を果たされたとのことでございます。時には職員へ厳しい言葉や難題を与えることもありましたが、全てに市民への愛、職員への愛があふれ出ており、目指すべき職員像だと伺っております。

続いて、大塚農水局長におかれましては、令和3年4月に農林省から農水局総括審議員兼農政部長として本市にお迎えし、令和4年4月から現在の職に就いておられます。

大塚局長は高い見識と豊富な行政経験、人的ネットワークを生かしつつ、農漁業者と密に対話されることで信頼関係を築かれ、一丸となって大きな課題解決に導かれるなど、本市農水産業の振興に大きく寄与されました。

人柄と言えば、実直、丁寧な仕事ぶりに加え、明朗快活で分け隔てのない対応が相まって、若手を中心に多くの職員に慕われております。また、プライベートではおいしい料理とお酒のために労を惜しまず、日々本市の繁華街のにぎわいに大いに貢献いただきました。

大塚局長におかれましては、農林水産省に帰任されました後も、さらなる御活躍と御健勝をお祈り申し上げます。

続いて、岡村中央区長におかれましては、昭和61年、本市に奉職され、保護第一課

を振出しに、中央区役所総務企画課長、選挙管理委員会事務局長などの要職を歴任され、令和4年4月から現在の職に就いておられます。

熊本地震の際には、支援物資の受入れや避難所への配送を行うため最前線で陣頭指揮を執られるとともに、陸上自衛隊との連携体制を構築し、共助の輪を高めながら被災者支援に奔走されました。また、中央区長に就任されてからは、ICTを活用して暮らしに優しいまちづくりを推進するとともに、選挙や防災など幅広い分野において職員を指導してこられました。

お人柄と言えば、自らを昼あんどんと称され、明るく気さくな性格で職員はもとより地域の方々からも慕われ、区長室は訪問者があふれ、常に人の輪の中心であったことが、人のつながりを大切に「つながる、中央区」を実践してこられたあかしであるとお伺いしております。

続いて、河本西区長におかれましては、昭和63年、本市に奉職され、市民税課を振出しに、国保年金課長、交通局総務課長、交通局次長などの要職を歴任され、令和4年4月から現在の職に就いておられます。

通算19年在籍された交通局では、上熊本車両工場の新設や交通局の局舎建て替えに当たり、財政面で大きな役割を果たされました。西区長に就任されてからは、豊かな自然を生かした西区の魅力発信や区民との対話など、区のまちづくりに御尽力されました。

お人柄は真面目で穏やかな口調ながら、一たび卓球のラケットを握ると華麗なプレーを連発し、職場対抗卓球大会では交通局を優勝に導くなど、まさに剛腕を振るわれました。周囲も認める家族思いの優しいお父さんであり、今後は若い頃からの御趣味である釣りやキャンプを満喫されると予定を伺っております。

続いて、中川北区長におかれましては、昭和59年に旧北部町役場に採用された後、平成3年の合併に伴い本市に奉職され、下水道管理課を振出しに、議会事務局調査課長、選挙管理委員会事務局長などの要職を歴任され、令和5年4月から現在の職に就いておられます。

議会事務局では豊富な行政経験と高度な知識で、的確に我々議員の質疑や調査のサポートをしていただきました。また、北区役所では総務企画課長、区民部長、そして区長を歴任され、区民との対話を通じたまちづくりに積極的に取り組まれるなど、北区の発展に御貢献されました。

お人柄と言えば、熊本城マラソンに参加されるなど、実にスポーツマンらしい爽やかな真摯なお人柄に加え、気さくで飾らないお人柄は接する全ての人たちに親しみと信頼感を与え、職員はもとより多くの地域の方々から慕われていると伺っております。

最後になりましたが、福田消防局長におかれましては、昭和59年、本市に奉職され、中央消防署を振出しに、管理課長、総務部長などの要職を歴任され、令和4年4月から現在の職に就いておられます。

入局後は救助隊の体調など災害現場の最前線で活躍され、指定都市移行後は1区1

消防署体制構築のため、南消防署及び北消防署の整備や西消防署の移転事業を着実に推進され、力強いリーダーシップの下、これまでにない消防体制の充実強化に尽力されました。

お人柄と言えば、人に優しく仕事に厳しく、職員に対する的確で丁寧な指導が大きな信頼につながっております。また、米焼酎お湯割りをこよなく愛されております。どうかこれからは健康のため、インターハイや国体にも出場された腕前のバドミントンで、汗を流していただきたいと思います。

以上、簡単でございますが、本年度をもって御勇退されます皆様のこれまでの御経歴やお人柄の一端を御紹介させていただきました。ここに改めまして、長年にわたり本市の発展に御尽力されました皆様方の御苦勞に対し、衷心より敬意を表しますとともに、深甚なる感謝を申し上げる次第であります。

皆様におかれましては、これから先、新たな道を歩まれることと存じますが、皆様方の長年培われた知識や経験は、何物にも代え難いものであります。今後とも、それぞれの立場で熊本市政発展に引き続き御支援賜りますようお願い申し上げます。慰勞と感謝の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長 令和6年第1回定例会を閉会するに当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、33日間に及ぶ会期中で、140余件にも及ぶ重要案件について終始熱心に御審議いただき、本日ここに閉会の運びとなりましたことを深く感謝申し上げます。

さて、御案内のとおり地方自治体を取り巻く状況は、少子高齢化や人口減少への対応、相次ぐ災害への備え、物価高騰対策など様々な課題が山積しております。本市も人口減少の局面を迎える中、喫緊の課題とされる交通渋滞対策や半導体関連企業の集積を見据えた環境整備など、諸課題の解決に向け厳しい財政状況に対応しつつ、市民生活や地域経済の発展のため、着実に前進していかなければなりません。

来るべき新年度においては、先ほど議決されました第8次総合計画に基づき、こども・子育て政策の強化など新たな取組がスタートいたします。市長をはじめ執行部におかれましては、誰もが夢や希望を抱きながら生き生きと暮らし、光輝く未来へ前進できるまちづくりの実現に向け、議会における議論を十分に踏まえ、新年度の市政運営に万全を期していただきますようお願い申し上げます。

また、我々議会といたしましても、市民にとって最も身近な問題の一つである持続可能な地域公共交通の実現に向け、本日、議会内に調査特別委員会を新たに設置し、議論を深めていくことといたしました。引き続き市民の負託に応えるべく、さらなる努力と研さんを重ね、市政発展と市民福祉の向上に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

結びに、議員並びに執行部各位の御勞苦に対し深甚なる感謝を申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 閉会の挨拶に先立ちまして、2点、御報告を申し上げます。

まず、去る2月26日の本会議で御報告申し上げました福岡県内で酒気帯び運転を行った南区土木センター職員を3月19日付で懲戒免職にするなど、2件の懲戒処分を行いました。改めまして職員の法令遵守はもとより、常に全体の奉仕者として強い自覚と緊張感を持って職務に専念するよう全職員の意識改革を図り、市民の皆様からの信頼回復並びに再発防止に向け、職員一丸となって取り組んでまいります。

次に、令和6年能登半島地震の被災地訪問について御報告を申し上げます。

去る3月14日から15日にかけて、全国市長会の防災担当副会長として能登半島地震で被災した珠洲市、七尾市、金沢市、そして石川県を訪問し、各市の市長及び知事と被害状況や今後の支援等について意見交換を行いました。

私自身も現地で被害の甚大さを目の当たりにし、上下水道の復旧や応急仮設住宅の建設、被災家屋の解体など、よりスピードアップした対応が必要と感じたことから、引き続き関係機関と連携し、被災された皆様が一日も早く元の生活に戻ることができるよう、さらなる支援を行ってまいります。

それでは、改めまして令和6年第1回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、令和6年度当初予算をはじめとする各号議案につきまして、慎重かつ熱心な御審議の下、可決いただきましたことに心から感謝を申し上げます。今後の市政運営に当たりましては、本会議あるいは委員会での御審議の中で承りました御意見を十分に踏まえながら、適切に対応してまいります。

また、ただいま本議場におきまして田中敦朗市議会議長が退任され、新たに寺本義勝議長が就任されました。田中前議長におかれましては、これまでの御労苦に心より御慰労を申し上げますとともに、その御功績に対し深く敬意を表する次第です。そして、寺本新議長には御就任を心からお喜び申し上げますとともに、今後の御活躍を御祈念申し上げます。

さて、先ほど議長の御挨拶にもありましたように、来るべき新年度は熊本市第8次総合計画に基づくまちづくりが始動する大変重要な年となります。基本構想に掲げる上質な生活都市の実現に向け、こども・子育て支援の充実や慢性的な交通渋滞対策など、本市が直面する様々な課題に対応するとともに、国土強靱化やデジタルトランスフォーメーションの推進など時代の潮流を捉えた施策にも取り組み、誰もが明るい未来を展望し、希望を抱くことができるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

このような重要な時期の市政運営に当たりましては、議長、議員各位をはじめ市民の皆様への御理解と御協力をいただきながら、全職員一丸となって総力を結集し、取り組んでまいり所存でありますので、議員の皆様におかれましては、今後ともなお一層の御指導をお願い申し上げますとともに、ますますの御健勝をお祈り申し上げまして、

閉会の御挨拶といたします。大変お世話になりました。ありがとうございました。

○寺本義勝議長 では、これもちまして第1回定例会を閉会いたします。

午後 2時54分 閉会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和6年3月22日

出席議員 47名

1番	田中敦朗	2番	大畠澄雄
3番	村上 磨	4番	瀬尾誠一
5番	菊地渚沙	6番	山中惣一郎
7番	井坂隆寛	8番	木庭功二
9番	村上誠也	10番	古川智子
11番	荒川慎太郎	12番	松本幸隆
13番	中川栄一郎	14番	松川善範
15番	筑紫るみ子	17番	島津哲也
18番	吉田健一	19番	齊藤博
20番	田島幸治	21番	日隈忍
22番	山本浩之	23番	北川哉
24番	平江透	25番	吉村健治
26番	山内勝志	27番	伊藤和仁
28番	高瀬千鶴子	29番	小佐井賀瑞宜
30番	寺本義勝	31番	高本一臣
32番	西岡誠也	33番	田上辰也
34番	三森至加	35番	浜田大介
36番	井本正広	37番	大石浩文
38番	田中誠一	39番	坂田誠二
40番	落水清弘	41番	紫垣正仁
43番	澤田昌作	44番	満永寿博
45番	藤山英美	46番	田尻善裕
47番	上野美恵子	48番	上田芳裕
49番	村上博		

欠席議員 1名

16番 井芹栄次

説明のため出席した者

市 長	大 西 一 史	副 市 長	深 水 政 彦
副 市 長	中垣内 隆 久	政 策 局 長	田 中 俊 実
総 務 局 長	宮 崎 裕 章	財 政 局 長	三 島 健 一
文化市民局長	金 山 武 史	健康福祉局長	津 田 善 幸
こども局長	木 櫛 謙 治	環 境 局 長	早 野 貴 志
経済観光局長	村 上 和 美	農 水 局 長	大 塚 裕 一
都市建設局長	井 芹 和 哉	消 防 局 長	福 田 和 幸
交通事業管理者	古 庄 修 治	上下水道事業者 管 理 者	田 中 陽 礼
教 育 長 職 務 代 行 者	田 口 清 行	中 央 区 長	岡 村 公 輝
東 区 長	本 田 昌 浩	西 区 長	河 本 英 典
南 区 長	本 田 正 文	北 区 長	中 川 和 徳

職務のため出席した議会局職員

局 長	江 幸 博	次 長	中 村 清 香
議 事 課 長	池 福 史 弘	政策調査課長	上 野 公 一